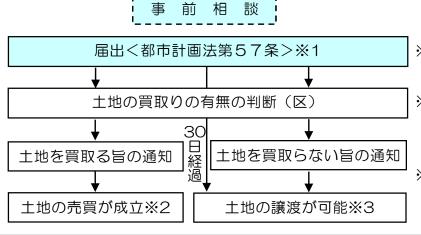
第一種市街地再開発事業(囲町西地区)の都市計画決定

中野駅や中野四季の都市(まち)との近接性を活かし、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市計画道路補助221号線などの整備を促進することにより、商業・業務や都市型住宅などの多様な都市機能が集積し、職住が近接するにぎわい活動拠点を形成するとともに、中野駅や中野四季の都市(まち)を結ぶ歩行者ネットワークの形成や広場などのオープンスペースを整備し、防災性の高い緑豊かな市街地の形成を図るため、囲町西地区第一種市街地再開発事業の都市計画を決定しました。

当該市街地再開発事業の施行区域内で建築物を建築しようとする場合は、都市計画法第53条に基づき、中野区長の許可が必要になります。また、令和4年6月28日以降に当該市街地再開発事業の施行区域内で土地を有償で譲渡しようとする場合(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合を除く。)は、中野区長に届出が必要になります。

■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出制度について(都市計画法第57条)



- ※1 土地を有償で譲渡しようとする場合(土地及びこれに定着する建築物その他の工作物を有償で譲り渡そうとする場合は除く。)は中野区長に届出が必要になります。
- ※2届出があった後30日以内に中野区長が届出をした者に対し届出に係る土地を買い取るべき旨の通知をしたときは、当該土地について、中野区長と届出をした者との間に届出 書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなされます。
- ※3届出をした者は、届出後30日間は、その土地を譲り渡すことができません。なお、届出後30日以内に中野区長から届出に係る土地を買い取らない旨の通知があったときはその時までその土地を譲り渡すことができません。

お問い合わせ先及び許可・届出の窓口

- ○市街地再開発事業の施行区域内における建築行為の許可申請の受付(都市計画法第53条)
 - ・建築確認申請される場合・・・建築課建築審査係(9階7番窓口)電話(3228)5596
- 〇市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出の受付(都市計画法第57条)
 - 都市計画課都市計画係(9階2番窓口)電話(3228)8262
 - ※市街地再開発事業の都市計画に関するお問い合わせ・・・中野駅周辺まちづくり課 中野駅周辺まちづくり係

(9階11番窓口)電話(3228)8912

囲町西地 [区第一種i	市街地再開発事	業の都市計画の決	定内容 < 告示 > 令	<u> 14年6月 1</u>	7 日 〔中野区決定〕
名	名 称					
施行区域面積		約0.8ha				
公共施設の 配置及び規 模	道路	種別	名 称 規 模		模	備考
		幹線道路	補助第221号線	別に都市計画に定め	別に都市計画に定めるとおり	
		区画街路	区画街路2号	幅員10.5m 延長	幅員10.5m 延長約55m	
建築物の整備		建築面積	延べ面積 (容積対象面積)	主要用途	高さの限度	備考
		約3,500㎡	約56,000㎡ (約34,000㎡)	共同住宅、事務所、店舗 事務所、駐車場等	GL+90. On	GLは T.P.+ 39.6mとする
建築敷地の整備		建築敷地面積	整備計画			
		約6,200㎡	道路境界又は隣地境界から建物を後退させ、 <mark>歩行者空間を確保する。</mark>			
住宅建設の目標		戸数		面積	1.	備考
		約 490 戸		約 49,00	0 m²	共用部分を含む。
参	考	地区計画及び高度利用地区の区域内にあり				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」 理 由

土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地としてふさわしい安全で快適な魅力のある複合市街 地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。